

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年11月28日 午前9時00分
場 所 三条市役所栄庁舎 3階ホール

会議に付した議題

- 議第1号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について
- 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第3号 事業計画変更承認申請について
- 議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議第5号 三条市特別職報酬等審議会委員の推薦について
- 議第6号 令和8年度農作業賃金・機械作業料金について

報告事項

- 報第1号 第1調査部会の調査結果報告について
- 報第2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 報第3号 農用地利用集積計画等の解約通知について
- 報第4号 農地潰廃通報について
- 報第5号 作付変更届について
- 報第6号 農地法第3条の3の届出について
- 報第7号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見の取下げについて

農業委員出席委員 19名

1番 坂井浩行 委員	2番 早川直子 委員
3番 山屋和徳 委員	4番 萩原一郎 委員
5番 小池秀一 委員	6番 志田洋一 委員
7番 笹岡大介 委員	8番 瀬高栄津子 委員
9番 山倉広 委員	10番 佐藤直人 委員
11番 小師栄一 委員	12番 飛岡雅史 委員
13番 井上利弥 委員	14番 五十嵐弘作 委員
15番 吉田昇 委員	16番 鈴木範男 委員
17番 熊倉睦 委員	18番 田邊健一 委員
19番 淡路五樹 委員	

農業委員欠席委員 なし

推進委員出席委員 17名

青木誠一 委員 岡崎耕一郎 委員

川上利男委員	北澤正之委員
小出和哉委員	小林克洋委員
駒形徹委員	佐々木一光委員
高山弘則委員	中澤伸一郎委員
平松広之委員	堀江義栄委員
丸山由夫委員	山㟢哲矢委員
山谷秀昭委員	若林昌広委員
渡辺秀人委員	

推進委員欠席委員 1名
新飯田 雅樹 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局長	山井修
経営基盤係長	上林裕則
経営基盤係主任	佐藤信幸

午前9時00分 開会及び開議

議長（稟原会長）

これより総会を開会します。

（挨拶 略）

最初に、出席状況を報告します。農業委員、在任委員19名、出席19名、欠席0、推進委員、在任委員18名、出席17名、欠席1名で、過半数以上ですので、会議規則第10条第1項の規定に基づき、会議は成立了しました。

次に、議事録署名委員の指名につきまして、会議規則第17条第3項の規定に基づき、議長から委員2名を指名します。

2番、早川直子委員、17番、熊倉睦委員からお願ひいたします。

次に、議事参与の制限について、議第1号に該当する方がいらっしゃいます。会議規則第14条第1項の規定に基づき、総会の同意がある場合は議事に参与できることになります。

お諮りします。議事参与の制限に該当する方の議事参与を同意することについて御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（稟原会長）

それでは、異議ないものと認め、同意することに決定いたしました。

これより議案審議を行います。

議第1号から議第6号及び報第1号から報第7号までの以上13件を一括上程いたします。

最初に、議第1号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』を議題とします。

この際議長から申し上げます。議第1号につきましては申請件数が多く、会議時間も限られ円滑に議事を進行するため、三条市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき議長が議事を整理し、番号ごとの個別の説明を省略したいと考えております。

お諮りします。議事整理のため、番号ごとの個別の説明を省略することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（棄原会長）

それでは、異議ないものと認め、議事整理のため、番号ごとの個別の説明を省略することに決定しました。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』説明いたします。

85ページ欄外を御覧ください。今月申請のあった案件は、新規設定131件で、合計64万761.54平米です。

なお、利用権を設定する農地の所在、面積、10アール当たり賃借料、形態、利用権を設定する者、受ける者及び期間につきましては記載のとおりですので、番号ごとの個別の説明を省略させていただきます。

また、いずれも令和8年1月30日に県公告を予定しているものとなります。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（棄原会長）

ありがとうございました。

続きまして、先日調査部会で調査いただいておりますので、第1調査部会長から調査結果について報告願います。

部会長は、井上会長代理の隣に着席願います。

3番、山屋和徳委員。

第1調査部会長（3番山屋和徳委員）

最初に、第1調査部会の開催概要について報告します。

当部会は、11月26日午前9時から厚生福祉会館2階第2集会室において、棄原会長同席の下、開催しました。開会後、事務局より詳細な説明を受け、全案件について調査、審議を経て、調査結果を取りまとめ、午前10時31分に閉会しました。

続いて、議第1号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』の調査結果を報告します。今月意見照会のあった案件は、利用権の新規設定で131件、64万761.54平米です。いずれも事務局から申請書類の審査結果の詳細説明を受け、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定する全部効率利用要件、農作業常時従事要件

などの各要件を満たしていることから、原案のとおりとし、意見なしとすべきものとしました。

議第1号の調査結果の報告は以上です。

議長（葉原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

なお、発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第1号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおりとし、意見なしと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（葉原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおりとし、意見なしと決定いたしました。

議長（葉原会長）

次に、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

89ページ欄外を御覧ください。今月の申請は、売買によるもの6件、交換によるもの2件、贈与によるもの2件、合計10件、3万7,949.71平米です。

番号ごとに順次説明いたします。86ページをお願いします。

27番は、新光地内の農地1筆、1,004平米を、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得するもので、価格は10アール当たり○○○円です。

28番は、柳川新田地内の農地1筆、1,051平米を、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得するもので、価格は10アール当たり○○○円です。

29番は、吉田地内の農地3筆、5,919平米を、譲渡人が高齢により維持管理ができないことから譲受人に売却するもので、価格は10アール当たり○○○円です。

30番は、上須頃地内の農地1筆、75平米を、譲受人の自宅の至近で耕作利便性がよいことから売買により取得するもので、価格は総額で○○○円です。

31番は、鬼木新田地内の農地1筆、246平米を、周辺農地を耕作している譲受人が、申請地を取得して耕作の利便性を図りたいという要望で売買により取得するもので、価格は総額で○○○円です。

32番は、大面地内の農地11筆、1万7,386.71平米を、譲渡人が遠隔地に住んでおり、

また高齢のため耕作を委託していた譲受人に売却するもので、価格は総額で〇〇〇円です。

88ページをお願いします。

33番、34番は、井栗地内の農地3筆、2,153平米と井栗地内の農地2筆、2,032平米を、耕作の利便を図るため相互に交換するものです。

35番は、中島地内の農地2筆、279平米について、譲渡人が相続で申請地の共有持分を取得したが市外に居住しており耕作できないため、その共有持分を、同じく申請地の共有持分を相続した譲受人に贈与するものです。

36番は、森町地内の農地8筆、7,804平米を、譲渡人が遠隔地に居住しており耕作、管理ができないことから譲受人に贈与するものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（棄原会長）

ありがとうございました。

続きまして調査部会の調査結果を報告願います。

3番、山屋和徳委員。

第1調査部会長（3番山屋和徳委員）

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は、売買6件、交換2件、贈与2件、合計10件、3万7,949.71平米です。いずれも事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、機械、労働力、技術など、全ての許可要件を満たしており、原案のとおり許可すべきものとしました。

議第2号の調査結果の報告は以上です。

議長（棄原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようすでにお諮りします。議第2号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（棄原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（棄原会長）

次に、議第3号『事業計画変更承認申請について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更承認申請について』説明いたします。

91ページ欄外を御覧ください。今月の申請は4件、4,966平米です。番号ごとに順次説明いたします。90ページをお願いします。

11番は、令和6年10月31日付で、農地法第5条の許可を受けた西裏館二丁目地内の農地3筆、2,920平米について、当初共同住宅の建築を予定していましたが、建築資材の高騰等により建築が困難となったことから、宅地分譲15区画、通路及びごみ置場の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、三条市消防本部の南側250メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。また、本申請につきましては、議第4号の43番で農地法第5条の許可申請がなされております。

12番は、事業計画の変更のみの案件で、本年4月30日付で農地法第5条の許可を受けた上保内地内の農地6筆、1,532平米について、当初は事務所1棟及び駐車場13台分の用地としての利用を計画していましたが、駐車場43台分の用地として利用するもので、場所につきましては、JR保内駅の西側400メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

13番及び14番は、昭和54年8月27日付で農地法第5条の許可を受けた西中地内の農地2筆、計514平米について、当初計画では貸倉庫1棟ずつの建築を予定していましたが、近隣に住む譲受人に承継し、一体で家庭菜園の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、三条市総合福祉センターの南側380メートル付近で、住宅や事業所等が連たんした区域に近接するおおむね10ヘクタール未満の集団農地の区域内の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断されますが、周辺に他の適当な宅地、第3種農地はないと認められることから、第2種農地の不許可の例外に該当するものと判断されます。また、本申請につきましては、議第4号の44番及び45番で農地法第5条の許可申請がなされております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（棄原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

3番、山屋和徳委員。

第1調査部会長（3番山屋和徳委員）

それでは、議第3号『事業計画変更承認申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は4件、4,966平米で、事務局から申請書類の審査及び現地調査結果など詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれではなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしており、原案のとおり承認すべきものとしました。

議第3号の調査結果の報告は以上です。

議長（棄原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようすでにお詫びします。議第3号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（棄原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（棄原会長）

次に、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

94ページ欄外を御覧ください。今月の申請は8件、7,048平米です。番号ごとに順次説明いたします。92ページをお願いします。

43番から45番は、先ほど説明いたしました議第3号の11番、13番及び14番と同じ内容ですので、説明を省略させていただきます。

46番は、大野畠地内の農地1筆、691平米を売買により取得し、隣接する雑種地と一緒に資材置場、倉庫兼作業所1棟及び大型車両の駐車場3台分の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約○○○円です。場所につきましては、済生会三条病院の西側250メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

47番は、西四日町四丁目地内の農地1筆、182平米を売買により取得し、住宅1棟及び駐車場2台分の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約○○○円です。場所につきましては、三条ものづくり学校の東側250メートル付近で、都市計画用途地域の第2種中高層住居専用地域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

94ページをお願いします。

48番は、三柳地内の農地1筆、165平米を売買により取得し、駐車場5台分とその通路の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約○○○円です。場所につきましては、第四中学校の南西側280メートル付近で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設がある区域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

49番は、上須頃地内の農地3筆、1,526平米を売買により取得し、隣接する宅地と一緒に駐車場76台分の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約○○○円です。

場所につきましては、三条市立大学の南西側150メートル付近で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設がある区域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

50番は、上須頃地内の農地1筆、1,050平米を売買により取得し、同時取得する宅地及び雑種地と一体でアパート1棟及び駐車場30台分の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約○○○円です。場所につきましては、三条市立大学の北西側500メートル付近で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設がある区域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（棄原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

3番、山屋和徳委員。

第1調査部会長（3番山屋和徳委員）

それでは、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は8件、7,048平米です。いずれも事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれではなく、立地基準、一般基準とともに許可要件を満たしております。いずれも3,000平米以下であることから、新潟県農業会議への諮問は不要とし、原案のとおり許可すべきものとしました。

議第4号の調査結果の報告は以上です。

議長（棄原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようすでにお諮りします。議第4号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（棄原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

以上で調査部会から事前に調査いただいた議案の審議は終了いたしました。

第1調査部会長は、自席へお戻りください。

議長（棄原会長）

続きまして、議第5号『三条市特別職報酬等審議会委員の推薦について』を議題いたします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第5号『三条市特別職報酬等審議会委員の推薦について』説明いたします。

95ページの議第5号参考を御覧ください。

三条市特別職報酬等審議会は、市長の諮問に応じ、市議会議員の議員報酬の額及び市長、副市長、教育長の給与の額並びに政務活動費の額を審議する組織でございます。

現在の当農業委員会からの推薦委員は、2番、早川直子委員となっておりますが、11月30日で任期満了になることから、新たに委員1名の推薦依頼があったものです。任期は2年間でございます。

説明は以上です。

議長（稟原会長）

ありがとうございました。

三条市特別職報酬等審議会委員1名の推薦については、いかが取り計らったらいでしょうか、休憩をして自由な意見交換をお願いします。

しばらく休憩します。

（午前9時40分から午前9時41分まで休憩）

議長（稟原会長）

それでは、会議を再開します。

お諮りします。休憩中の意見交換に基づき、2番、早川直子委員を推薦することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（稟原会長）

それでは、異議ないものと認め、2番、早川直子委員を推薦いたします。

議長（稟原会長）

次に、議第6号『令和8年度農作業賃金・機械作業料金について』を議題とします。

本件につきましては、これまで農政対策部会に付託し、議論いただき、取りまとめいただいており、今回も同様に農政対策部会に付託したいと考えております。

お諮りします。議第6号につきましては、農政対策部会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（稟原会長）

それでは、異議ないものと認め、議第6号につきましては、農政対策部会に付託することに決定いたしました。

議長（稟原会長）

次に、報告事項を行います。

報第1号から報第7号までの7件を一括議題とします。

報第1号につきましては、先ほど議案審議の中で報告いただいておりますので、省略いたします。

次に、報第2号から報第7号までの6件について、事務局、報告願います。

事務局（山井事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（棄原会長）

ありがとうございました。

報告の中で御質問がありましたら御発言願います。

しばらくして御発言がないようですので、報告事項を終了します。

議長（棄原会長）

来月は農政対策部会の開催が予定されております。農政対策部会の開催案内をお願いいたします。

農政対策部会長（15番吉田 昇委員）

農政対策部会を、12月18日午前9時30分から厚生福祉会館2階第2集会室で開催します。関係委員は出席をお願いいたします。なお、案件につきましては、ただいま付託されました令和8年度農作業賃金・機械作業料金について等でございます。

以上です。

議長（棄原会長）

ありがとうございました。

次に、来月の調査部会の開催案内をお願いいたします。

第2調査部会長、9番、山倉広委員。

第2調査部会長（9番山倉 広委員）

来月は、第2調査部会の当番でございます。12月23日午前9時から厚生福祉会館第2集会室で会議を開催します。関係委員は出席をお願いいたします。

議長（棄原会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は25日午前9時30分開会を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で定例総会を閉会します。

午前9時45分　閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三条市農業委員会会長 桑原 一郎

議事録署名委員（2番） 早川 直子

議事録署名委員（17番） 熊倉 瞳
